

# 弘前医療福祉大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 弘前医療福祉大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、弘前医療福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学は保健学部の1学部2学科で構成された入学定員の比較的小規模な大学である。創設時より地域貢献を重視している。

大学設置の目的や教育研究上の目的及び人材養成に関する目的は、学則に定められ、学校教育法などの法令に照らし適切に設定されており、ホームページや大学案内に明記されている。大学の個性・特色は、大学の教育の原点である「ホスピタリティー精神」を基盤に「六つの主要概念」がキーワードとして定められ、ホームページなどに掲載されている。

役員、教職員は、学則に定められた「建学理念」「教育研究上の目的」を十分に理解して業務を行っている。「建学理念」「教育研究上の目的」は三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）へ適切に反映され、教員研究組織にも適合している。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは明確に示されており、ホームページ、募集要項などにより周知がなされている。アドミッションポリシーに従い、多様な入学者選抜を適切に行っており、入学定員に沿った概ね学生は確保されている。

教育課程の充実に努め、FD(Faculty Development)・学生への授業評価アンケート・教員による授業評価の活用などにより、教授方法の工夫や改善が行われている。

教育目的の達成状況を把握するため、卒業生が就職した施設に対してアンケート調査を行っており、高い評価を得ている。学生に対する支援は、オフィスアワーや委員会活動などを通じ教職協働により全学的に取り組んでいる。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

教育の原点とする「ホスピタリティー精神」を教職員が共有し「建学理念」や大学の目的の実現に向けた組織体制を構築し、諸規則が整備されている。教育情報・財務情報については、法令にのっとり適切に公表されている。学長がリーダーシップを発揮するための支援体制が構築されている。職員の人材養成はOJTだけでなくSD(Staff Development)によっても行われている。監事に加え、内部監査制度もあり、内部統制など厳正に監査されている。理事会も寄附行為にのっとり、法令も遵守され適切に運営されている。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

「弘前医療福祉大学自己点検・評価規程」が整備され、大学の使命・目的に則した自己点検・評価を目指している。評価は毎年行われ、自己点検・評価報告書を作成している。

また、結果を踏まえてホームページの改正が行われるなど成果も出ている。平成 27(2015)年 6 月からは、ホームページ上での公表も行っている。自己点検・評価の結果、「大学の未来像を検討する会」の設置に結びつき、大学の中長期ビジョンを策定するに至った。

総じて、教育の原点を基盤に使命・目的が定められ、教育研究活動に取り組んでいる。学生と教職員の距離が近く、小規模大学ならではの特性を生かした運営がなされており、地域に貢献していくという意識が教職員だけでなく学生も強く持っているのが特徴である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.本学の特性をいかした地域社会貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

大学は、学則に大学設置の目的及び教育研究上の目的を明確に定め、「建学理念」「教育理念」及び「教育研究上の目的」として具体的に明文化している。

「建学理念」「教育理念」及び「教育研究上の目的」などの内容には、全てに創立時からの教育の原点であり、建学の礎である「ホスピタリティー精神」が哲学として貫かれている。それらは、ホームページをはじめ、大学案内や学生便覧の冒頭ページなどにおいて簡潔な文章をもって示されている。

##### 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

###### 1-2-① 個性・特色の明示

###### 1-2-② 法令への適合

###### 1-2-③ 変化への対応

##### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

##### 【理由】

「ホスピタリティー精神」を基盤に六つの主要概念（「人間・生活」「健康」「環境」「地域」「連携・活動」「統合」）を定め、それらをキーワードにして使命・目的及び教育目的が策定され、大学の個性・特色としてホームページなどに明示されている。

大学の学則に定められた「教育研究上の目的」は、学校教育法やその他法令に照らして適切である。開学してから歴史も浅いため、大学は、開学後 10 年を目途に「建学理念」「教育研究上の目的」などの見直しを行うこととしている。

#### 【参考意見】

○医療技術学科において人材育成及び教育目標を定めているが、作業療法学専攻と言語聴覚学専攻では、教育目的が大きく異なるため、学科だけでなく各専攻においても目的を定めることが望まれる。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

役員はもとより教職員も「建学理念」などを十分に理解し、「ホスピタリティー精神」を原点に業務を遂行している。また、ホームページ、各種媒体、式典、オープンキャンパス、オリエンテーションなどを通じて、学内外にも周知する努力がなされている。

「建学理念」「教育研究上の目的」などの内容は、学部における三つのポリシーとともに、中長期ビジョンにも反映されている。教育研究組織は、「建学理念」「教育研究上の目的」などに沿って編制され適切に運営されている。

#### 【参考意見】

○カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては、アドミッションポリシーと同様に学科ごとに策定することが望ましい。

## 基準 2. 学修と教授

#### 【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価結果】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**【理由】**

アドミッションポリシーは明示され、オープンキャンパスでの入試説明や進学ガイダンス及び高校訪問時には、学生募集要項及び大学案内を使用して説明をしている。

入学者選抜においては、アドミッションポリシーにのっとり試験区分、入学者選抜方法を実施している。加えて、面接ではコミュニケーション能力等、適宜アドミッションポリシーに関連した質問をすることにより、理解度を確認している。

入学者の受入れについては、大学全体として概ね定員に沿った学生数を確保している。

**2-2 教育課程及び教授方法**

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

**【評価結果】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

保健学部、学科別の教育目標は学生便覧に示されている。教育目的を踏まえ、保健学部のカリキュラムポリシーが設定されており、ポリシーに基づいた教育課程が体系的に編成されている。今後、学科別、専攻科別にカリキュラムポリシーが作成される予定であり、発展が期待される。

教授方法の工夫・開発は、FD、学生の授業評価アンケート、教員による授業評価などにより取組まれている。

**2-3 学修及び授業の支援**

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

学生への学修支援及び授業支援体制については、教務委員会、学生委員会、就職支援委員会、地域貢献室を中心に教員（特に学年担任）と職員が協働し、全学的に運営に当たっている。加えて、オフィスアワー制度を全学的に実施している。退学者に対しては、学科

別に教職員で対策を取っている。

大学院が設置されていないため、看護学科と医療技術学科作業療法学専攻では助手が専門教育の TA の役割を担い、医療技術学科言語聴覚学専攻では同じ領域の教員が TA の役割を果たしている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

成績評価基準は学則第 30 条に定められている。他大学における既修得単位の認定単位数の上限は、学則第 31 条により 60 単位とされている。卒業認定及び学位に関しては、学則第 34 条及び第 35 条に定められている。また、全学生の全科目における成績を教授会において承認することにより、単位認定等成績評価の公平性を担保している。

シラバスに一部の科目で成績評価基準が示されていないため、シラバス作成については、来年度より提出期限を早めに設定するなど対応を検討している。

#### 【参考意見】

○シラバスにおいて、一部成績評価基準の記載のない科目があるが、対応策が検討されているため、確実な実施が望まれる。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

キャリア教育に関する科目として「生活の教養」「基礎ゼミナール」「生活と法律」「生活と経済」「地域社会学」などを設置している。臨地実習以外にインターンシップ制度を授業科目として取入れている学科・専攻はないが、全ての学科で臨地実習をインターンシップの一つと位置付けている。

卒業生の就職先へのアンケートでは挨拶・礼儀などの基本的なマナーやコミュニケーション能力が身に付いていると評価されており、現在実施しているキャリア教育は、成果が挙がってきている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

## 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 【理由】

教育目的の達成状況に関しては、国家試験合格率、就職先や学生へのアンケートを分析し評価している。授業評価アンケートは、FD 委員会で集計及び分析を行っている。これらアンケート評価の結果は全教員に配付され、各教員がそのフィードバックのために自己評価を行い、それをもとに教育目的の達成改善のための工夫・開発を行っている。その結果、アンケートの評価点数は上昇傾向にある。教員の授業評価は冊子にして全教員に配付されるほか、学生が図書館で閲覧できるようになっている。

### 【優れた点】

○教育目的の達成状況を把握するため、卒業生が勤務する多数の施設宛にそれぞれアンケートを実施し高い回収率を得ていることに加え、卒業生を採用したことについて満足している回答が高い割合を占めている点は評価できる。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

### 【理由】

学生サービス、厚生補導のための組織として学生課、保健管理室、就職支援室、地域貢献室などを設置しているほか、学生委員会、学年担当、GA（グループアドバイザー）教員が支援を行っている。

保健管理室には室長・副室長・室員（4人）が配置され、室員のうち1人は常駐しており専任である。保健管理室の管理・運営について審議するために運営委員会が設けられている。

学生に対して担任制による細かな指導が行われている。学生委員会・各クラス担任・実習担当教員・サークル活動の顧問により学生の意見をくみ上げる組織的活動を行い、学生の満足度を上げるべく努力している。また、学生の意見・要望のために学生満足度調査が行われ、その結果は教職員にフィードバックされている。

発達障がい学生に対しては、定期的に担任教員などによる支援が行われている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置



2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

教員構成は設置基準及び指定規則における所定の数値を満たしており、教育課程に即した配置となっている。

教員採用では推薦者からの紹介による採用以外に公募も行っている。教員の選考は、学長、副学長、学部長、学科長をもって組織し選考基準により作成した資料をもとに選考会議を開催している。審議した採用・昇任予定者は大学の選考規程、代議委員会規程に基づき、学長から理事長へ上申された後、決定されている。科学研究費助成事業の申請は多くはないが、採択は増加しつつあり、教員の教育・研究活動を支える環境が整えられている。学長指定研究は他大学での発表もあり、積極的に研究を支援することで活性化している。

教養基礎科目を担当している専任教員(副学長・学部長含む)及び教務委員長が加わり、平成 25(2014)年度に教養基礎科目の検討会を立上げている。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地・校舎は大学設置基準を満たしており、教育研究の目的を達成するために校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。建物は耐震基準を満たし、バリアフリー化がなされている。AED(自動体外式除細動器)はキャンパス内では3か所に設置されている。学内のネットワークの運用とセキュリティ対策は適切に行われている。

授業を行う学生数に関しては1クラスが概ね50人以内となるよう管理されており、特に実技実習室に関しては十分な広さと優れた設備を有している。

**基準3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

学校法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法などにのっとり、寄附行為など関連諸規則に基づき業務執行している。大学の中長期展望に関する意見を具申するために組織された「大学の未来像について検討する会」からの答申を参考に、中長期ビジョンを策定するなど「教育理念」などの実現に向け継続的に努力している。

省エネルギー、省資源対策にも点検簿を活用するなど積極的に取り組んでいる。危機管理マニュアルなどが整備され、全教職員、学生対象の消防訓練が行われ学生の大多数が参加している。各ハラスメントに関して「ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会」が中心となり啓発活動や研修などを行い全教職員に理解を深める努力をするなど適切に対処している。教育・財務情報は法にのっとりホームページなどを活用して適切に公表されている。

### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 【理由】

私立学校法等の法令や寄附行為にのっとり、理事会の運営が行われ、学校法人の意思決定が適切に行われている。学長のほか、教員や職員が理事・評議員として加わることで、法人と教学組織の意思疎通が図られ、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が行われている。

理事の選任についても、寄附行為に定められた通り運用されている。また、理事の理事会欠席時における委任状の取扱いも適切である。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

教学系の会議として大学運営協議会、教授会、代議員会が置かれており、各々役割を分担し重要事項が教授会で審議され、教学面の意思決定が適切に行われている。学校教育法の改正に伴い適切な対応がなされている。

代議員会では、昇進・昇格などの教員人事を中心に審議を行うこととしている。副学長は、教学面全般を範囲に学長を補佐している。加えて、大学運営協議会においては、職員が参加し、教学面と管理面との情報共有が図られるなど、学長のリーダーシップが発揮できるようサポート体制を整備している。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事会・評議員会には、教員や職員が理事・評議員として参加しており、法人と大学組織のコミュニケーションにより円滑な意思決定が十分に行われている。

監事は、必要に応じて理事長と面談するなど連携を密に行い、法人の業務執行及び財産状況について適切に監査を行っている。理事会と評議員会の役割も寄附行為にのっとり適切に運用され、相互チェックも行われている。監事・評議員の選任についても寄附行為に定められた通りに運用されている。

各種委員会活動などを通じて、学生、教職員などの意見をくみ上げる仕組みが作られており、リーダーシップだけでなくボトムアップが図られている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

組織規程にのっとり、責任の明確化がなされている。事務体制も人数の少ない中、効率的に整備されている。職員の昇任・昇格の規則はないが、上司の評価が昇任・昇格の判断に反映される仕組みになっている。各役員は教育部門、管理部門を担当別で掌握している。理事会、大学運営協議会はもとより広報、就職関係の業務において教職協働が行われており、円滑な運営が進められている。SD 研修も適時行われており、職員のレベルアップを図っている。

**3-6 財務基盤と収支**

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

単年度の事業計画に基づき予算書を作成し財務運営を行っている。中長期的な財務計画としては、平成 25(2013)年の短期大学部新学科設置の際に平成 28(2016)年度までのものを作成し、文部科学省へ提出している。

平成 25(2013)年度に短期大学部との共用棟を建設したため多額の借入れを行い、資金的には厳しい状況となったが、収容定員を確保したこともあり、法人全体では、帰属収支差額はプラスとなり消費収支は改善されている。今後、寄附金、競争的資金等外部資金の導入を考えながら法人全体の収支のバランスの確保を進めて行くことに期待したい。

**3-7 会計**

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人弘前城東学園経理規程」及び「学校法人弘前城東学園経理規程細則」にのっとり、適切に行われている。また、会計監査は、監査法人の監査及び監事の監査（会計・業務）のもとに適正に実行されている。内部監査は「学校法人弘前城東学園内部監査規程」に基づき、教員、職員の協働作業により計画的に行われており、監査報告書も作成されている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

大学は学則第 3 条に自己点検・評価について定め、自己点検・評価の実施に当たっては、「ホスピタリティー精神」という共通の理念を常に意識しながら臨んでいる。

自己点検・評価委員会は、「弘前医療福祉大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大学の各部署から選任された教職員で組織されている。

開設以来、毎年度自己点検・評価報告書を作成し、大学の各種の問題点を抽出し対策を話合っている。

**4-2 自己点検・評価の誠実性**

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

**【評価結果】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**【理由】**

エビデンスに基づき自己点検・評価が行われている。自己点検・評価委員会のもとに実務を行う作業部会を置き、内容により必要な時は、基礎資料の収集のためワーキングチームを編制し、一定の書式に従い堅実な資料を作成している。

自己点検・評価実施に当たって作成された自己点検・評価報告書は各教職員に配付され、教育・管理を問わずに各部署での共有を図っている。また、自己点検・評価報告書は平成 27(2015)年 6 月からホームページ上で公表がなされている。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

**【評価結果】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**【理由】**

自己点検・評価委員会は委員会規程に基づき、大学の教員及び事務職員と連携を図りながら自己点検・評価を行い、報告書を作成している。作成された報告書は、PDCA サイクルに沿って教員及び事務職員に配付され、内容の確認がされている。また、自己点検・評価の結果に対しては、報告書をもとに各委員会や部署において具体策を検討することとしている。

また、自己点検・評価委員会は大学運営全般における課題の抽出を目的に「大学の未来像を検討する会」（未来会議）の開催を平成 26(2014)年度からスタートさせた。この「未来会議」からは、学生募集、研究拠点の開設、学生の課外活動や奨学金などへの支援について提言があり、それぞれの更なる充実を目指している。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 本学の特性をいかした地域社会貢献活動**

**A-1 地域社会との連携及び大学独自の地域貢献活動**

**A-1-① 活動方針と組織**

**A-1-② 地域の要請に応じた社会貢献活動**

**A-1-③ 大学独自のプログラムによる地域社会貢献活動**

**【概評】**

地域貢献室が、学長指名の室長他、大学及び短期大学部の各学科・専攻、事務部から選出された室員で組織されており、地域貢献室規定に基づき、企画部会・情報部会・学生部会、庶務係で構成され、学生も活動に参加している。地域からの要請と大学教職員の専門性をつなぐ調整役の役割を担っている。

地域からの要請に応じた企画としては、市・県・国からの要請による防災訓練の参加や、地元弘前市主管の収穫祭への参加がある。収穫祭でのブース運営については大学の特性を生かした内容を、毎年独自に考えている。大学教員の発案による事業としては、「石巻復興支援プロジェクト in 河南」「介護予防プロジェクト in 大鰐」がある。また、学生部会を中心に緑の羽根や赤い羽根の募金運動・弘前公園清掃活動・近隣小学校の除雪支援・近隣の介護施設や学校からの協力依頼事業への参加などのボランティア活動も行っている。

地域の中での大学の貢献という活動に今後が期待される。

